

## 情報ネットワーク利用規程

(平成16年島大規則第133号)

(平成16年4月1日制定)

[令和3年3月29日最終改正]

### (趣旨)

第1条 この規程は、島根大学情報ネットワーク（以下「情報ネットワーク」という。）の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 基幹ネットワーク 松江キャンパス、出雲キャンパス、大輪地区、本庄地区若しくは北稜地区における部局等間又は建物間を接続するネットワーク並びに松江キャンパス及び出雲キャンパス並びに各地区を接続するネットワークをいう。
- 二 支線ネットワーク 各キャンパス及び各地区内のコンピュータ、端末装置等の機器（以下「機器等」という。）を相互接続することを目的として基幹ネットワークと接続するために敷設したネットワークをいう。
- 三 学外ネットワーク接続部 学外ネットワーク及び基幹ネットワークを接続するための装置から構成されるものをいう。

### (情報ネットワークの構成)

第3条 情報ネットワークは、基幹ネットワーク、支線ネットワーク及び学外ネットワーク接続部によって構成する。

### (運用管理)

第4条 情報ネットワークの運用及び管理は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 学外ネットワーク接続部及び基幹ネットワークの運用及び管理は、研究・学術情報本部総合情報処理センター（以下「センター」という。）が行うものとする。ただし、出雲キャンパスについては、医学部情報ネットワークセンターが行うものとする。
- 二 支線ネットワークの運用及び管理は、当該部局等が行う。ただし、支線ネットワークが複数部局等にまたがるとき、又は機器等を他の部局等が管理する支線ネットワークに接続するときは、当該部局等間で協議するものとする。
- 三 学外ネットワークとの接続に関しては、センターが調整する。

### (利用の資格)

第5条 情報ネットワークを利用することができる者（以下「利用者」という。）は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 本学の職員及び学生
- 二 その他研究・学術情報本部総合情報処理センター長（以下「センター長」という。）が適当と認めた者

### (利用の手続)

第6条 情報ネットワークの利用に関し、センター長が必要と定めた事項については、利用者は所定の申請書をセンター長に提出し、その承認を受けなければならない。

(変更の手続)

第7条 利用者は、申請書に記載した事項を変更しようとするときは、速やかにその変更点を所定の申請書にてセンター長に提出し、その承認を受けなければならない。

(利用上の責任)

第8条 情報ネットワークの利用により生じた責は、全て利用者が負うものとする。

(禁止行為)

第9条 利用者は、次の各号のいずれかに掲げる行為を行ってはならない。

- 一 教育、研究、診療及び大学の管理運営業務以外の目的に利用する行為
- 二 情報ネットワークの維持及び正常な運用を妨げる行為
- 三 不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）その他の法令に規定する違反行為
- 四 第三者への誹謗、中傷、プライバシーの侵害、著作権及び特許権その他の知的財産権の侵害
- 五 公序良俗に反する行為
- 六 センター長が、情報ネットワークの管理又はセンターの管理及び運営のために禁止した行為

(利用資格の停止)

第10条 センター長は、利用者が前条の規定に違反したと認めたとき又は違反しているおそれがあると認めたときは、情報ネットワークの利用の一定期間の停止又は制限を行うことができる。

(センター長の調査権限)

第11条 センター長は、第9条に違反する行為の有無その他センター長が必要と認めた事項について、調査を行うことができる。

(出雲キャンパスにおける特例)

第12条 出雲キャンパスの情報ネットワークの利用については、第4条第1項第2号及び第5条から第7条までの規定にかかわらず、医学部情報ネットワークセンター長が別に定めることができる。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、情報ネットワークの利用に関し必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月14日一部改正）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月15日一部改正）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和2年12月28日一部改正）

この規則は、令和3年1月1日から施行する。

附 則（令和3年3月29日一部改正）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。